

神奈川県議会会議規則（抜粋）

神奈川県議会会議規則	【参考】標準都道府県議会会議規則
神奈川県議会会議規則	標準都道府県議会会議規則
目次（略）	目次（略）
第1条～第9条（略）	第1条（略）
（欠席の届出）	（欠席の届出）
第10条 議員は、公務、病気、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由により、会議又は委員会に出席することができないときは、あらかじめその理由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。	第2条 議員は、公務、疾病、出産（ <u>配偶者の出産を含む。</u> ）、育児、介護、 <u>看護</u> その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
2（略）	2（略）
第11条～第145条（略）	第3条～第130条（略）
別表（第113条の2関係）（略）	別表（第128条関係）（略）